

死刑について

1. 死刑とは何か？

2. 死刑の歴史

3. 各国の死刑制度

4. 死刑の抱える問題

- 1) 死刑判決から執行までの長期化問題
- 2) 被告に対する基本的人権の問題
- 3) 被害者側の感情面での補償問題
- 4) 死刑制度と継続問題の平行化

5. 死刑のある国、日本

- ・日本の死刑についての現状
- ・日本の死刑制度の問題点

- 1) 違憲問題
- 2) 誤審・冤罪の問題
- 3) 捜査制度・裁判制度の問題
- 4) 被害者・被害者遺族感情への配慮
- 5) 死刑代替制度

6. まとめ

- ・基本的人権と死刑精度
- ・社会秩序と死刑

7. 日本国憲法関連条項の一部抜粋

【注意事項】 本文書は死刑に関して雑ばくにまとめたものとなっています。授業課題として学生数名（2005年当時18歳）が調査・執筆しました。

死刑制度の存廃についてたびたび話題になることから、何らかの考察材料になれば良いと思って公開することとしました。

なお、閲覧にあたっては次の点に十分ご注意ください。

- (1) 不正確・不適切な内容が含まれると考えられます。
- (2) 引用元を明確にせずに記している可能性があります。

最後に、本文書に関して何らかの権利的な問題等がある場合には下記アドレスまで連絡をお願い致します（内容に関する質問については受け付けません）。

2008/10/20 [mailto:rustflem.g\[at\]gmail.com](mailto:rustflem.g[at]gmail.com)（[at]を@としてください）

1. 死刑とは何か？

資料作成：N・N

【死刑】

- ・犯罪者の生命を絶つ刑罰。日本の現行法では絞首による。
- ・生命をはく奪することを内容とする刑罰
- ・しざい 【死罪】<

(1) 死に相当する犯罪。

(2) 生命を絶つ刑罰。律令制では絞首と斬首の二種があった。現行刑法では死刑という。

・死刑とは刑罰として最上位のものであり、またその被告の起こした犯罪と酷似する重犯罪の再犯防止に対する、見せしめとしての機能を持つもの。

広辞苑・第3版より抜粋

2. 死刑の歴史

資料作成：T・I

< 死刑の日本史 >

国連が1989年12月、10カ国の批准をもって死刑廃止条約を採択。1991年7月に発行されたのを機に1半あまり死刑の執行は無かった。しかし、1993年3月の皇太子様の御婚約時には3人の死刑囚の、6月の結婚時には4人の死刑囚の死刑が執行された。

2. 1. 日本的刑罰の誕生

日本の刑罰制度は奈良時代に確立した。しかし、死刑の歴史は古く、はるか卑弥呼の時代までさかのぼることができる。

魏志倭人伝には「其犯法、軽者没其妻子、重者滅其門戸及宗族」とある。「法」を犯した者は、軽いばあい妻子を没せられ、重ければ一家（門戸）・一族（宗族）を滅ぼした。「没」は奴隷にすること、「滅」は死刑に処することだと考えられている。しかし邪馬台国の処刑の手段・方法を伝える文献や資料はない。ごく常識的に考えて、一家・一族を処刑したという死刑が常時行われていたとは思えない。「法」を犯す者が現れるたびに一族を「滅」していたら、大げさでなく社会（国家）を滅ぼしかねない。刑罰は権力維持装置としての役割をはるかに超えて、ただただ人民の恐怖心を煽るだけだろう。死刑は極めて例外的な刑罰であったのではないかと考えられる。

2. 2. 天皇の、天皇による、天皇のための死刑

2. 2. 1. 「日本書紀」「古事記」にみる死刑

「治世の筋道」と説き、「教化の基本」とするため編纂された天皇家の歴史書。「今の世界のあり方を基礎付け、人々に生き方のモデルを提供」するものとして書かれた『日本書紀』や『古事記』。そこには刑罰にまつわるエピソードであふれている。

神話の時代、天皇はよく処刑した。事ある度に”臣民”の首をは

ね、燃え盛る火の中へ投じた。当初、刑罰執行権は天皇一人が握っていた。後世になってようやく天皇以外の者が処刑を命ずるようになる。

○ 死刑囚第一号

『日本書紀』によれば紀元前660年、初代天皇の神武が即位した。神武は鳥見（奈良市鳥見）で他の天神を君と仰いでいるナガスネヒコを攻撃した。ナガスネヒコは、「天神に二種類あるはずがない。証拠を見せてほしい」と申し入れた。神武は天の羽羽矢一組と歩鞞を示した。しかしすでに軍部を整え、戦の準備をしていたナガスネヒコは改心しなかった。それをみてとった神武は、「ナガスネヒコは反抗的な上に、天神と人との分際を教えてもだめだ」と殺した。『日本書紀』に基づくなら、ナガスネヒコは死刑囚第一号、神武は史上初の死刑執行権者ということになる。

2. 2. 2. 奈良時代 ～モノマネ時代の幕開け～

官位十二階の制定された603年、刑罰の歴史は大きく変化した。それ以前は「大体において、大和民族の不文固有法の行われた時代」であり、「外国法の影響を多く受けていない。氏族社会で、法と宗教が未分離」だったが、冠位制定を境にいわゆる律令時代に入り、「法と宗教は原則として分離され、しかも、法は儒教的道徳の基礎の上に立つべきものとされた」という。

数百年にわたる大陸（中国・朝鮮）との交流を通して、さまざま制度が入ってきた。大国が法律で国を治めているのを見て真似ようとした。刑罰制度も中国の影響を受けないはずはなかった。神代の時代、刑罰の執行権は天皇一人だった。豪族たちが集まって朝廷を開き、権限の委譲がなされると天皇以外の者が刑を執行するようになった。

死刑執行の手続きも細かく定められるようになった。「裁判」が終了すると、家族同席の上で死刑宣告し、死刑囚本人に「承伏書」を書かせた。執行手順は男、女、特別の身分の者で異なった。執行

は原則として人々の多く集まる市で行われた。みせしめのために公開したのである。男の死刑囚は牢獄から市まで首枷などの刑具をつけられ、20人の役人に引き連れられていった。死刑囚は一人ごとに役人は5人増やされた。女性は刑具をつけられなかった。臨月を迎えた妊婦は仮釈放され、刑の執行は出産後20日を過ぎるまで禁じられた。

特別の身分の者は、処刑の前に親族や友人とわかれの挨拶を交わし、刑場まで馬に乗れた。

2. 2. 3. 平安時代 ～死刑なき時代の到来～

812年薬子の変で藤原仲成が処刑されたのを最後に、以後347年間にわたって死刑の執行は行われなかった。こんなにも長い間死刑停止状態にあったのは、日本の歴史のなか後にも先にもこの時期だけだろう。いったいなぜ死刑は停止されたのか。さまざまな意見がある。日本人は本来温厚な性格で、凶悪犯罪はもともと少なかった。仏教政策が浸透して、慈悲の精神にあふれていた。死刑の代替性としての流刑が死刑と同一の効果をあげた。唐が死刑を廃止したのでその影響を受けた、とも言われている。

一面的にとらえるつもりはないが、荘園領主の力が強まって、天皇の権力は荘園領内に及ばなくなったからではないだろうか。彼らは次第に力を蓄え、国権の介入を許さない「不入の特権」まで取り付けた。租税の基礎となる耕地面積を調査するために、国司の派遣する検田使が領内に立ち入るのでさえ領主は拒否した。国司に歯向かうだけの実力を蓄えていたのである。検地はできず、したがって、税は取り立てられず、荘園領主は免税の特権も手に入れた。9世紀初め、警察権と検察権を併せ持つ検非違使がおかれたものの、捜査範囲はほとんど畿内周辺に限られた。荘園内で犯罪が発生しても、領主は彼らの手を借りず、自ら処罰した。刑罰は「公刑」と「民刑」とに二極分解していった。

公刑として肉刑（手や足を切り落とし、あるいは耳や鼻を削ぐ）や

拘禁刑など法律になにかかった刑罰がうまれた。民刑は主に追放刑だった。犯罪者と彼の家族は荘園から追い払われた。

2. 3. 武士の台頭とみせしめ刑

2. 3. 1. 鎌倉時代 ～新しい権力機構の出現と死刑～

近代まで、権力とはイコール武力であった。武力なしに権力を手中におさめることはできなかった。この時代は学校の歴史の授業でも学んだように、源氏と平氏や天皇と上皇のあいだで権力争いがあった。「保元・平治の乱」は武士の力を余すことなく見せつけた。権力争いに武士が一枚加わった時、天皇はもはや怖れるべき存在ではなくなっていた。それは歴史の大きな変化を物語っていた。二つの乱で功績をあげた平清盛は、やがて太政大臣の地位にのぼる。しかしわずか20年で源氏に滅ぼされた。源頼朝は京都から遠く離れた鎌倉に本拠を置き、1192年征夷大將軍の地位に就き、自らの権力を確立した。ここに鎌倉幕府が誕生する。武士が初めて天下を取ったのである。

保元の乱を契機に350年ぶりに死刑が復活した。武士が権力の座につくと、死刑は刑罰の主流になっていったばかりでなく、これまでになく残虐な死刑がみられるようになった。死刑はあらゆる種類の犯罪に適用された。

2. 3. 2. 室町・戦国時代 ～刑罰権の拡散～

鎌倉幕府は地方支配を固めるため、諸国に守護と地頭をおいた。彼らは有力な御家人の中から選ばれた。そして彼らは刑事行政のいっさいを取り仕切った。犯罪捜査・犯人逮捕・裁判・刑罰執行のすべてを担当した。今日の警察権、裁判権はもとより法務大臣にのみ与えられている死刑執行権ももっていたことになる。

武士の時代を迎えて、刑罰は武士の道理を実現する”道具”となった。武士の道理とは、主君に忠義・忠誠をつくすことである。

室町幕府の時代、武士に対する刑罰に切腹が加えられた。処刑は

恥辱であり、自ら生命を絶つべきだという、いわゆる武士精神が芽生えた。刑罰執行の場でも、武士としての立場が考慮されたのである。

これらの刑罰は大衆の面前で行われた。

2. 3. 3. 江戸時代 ～「みせしめ」としての死刑～

江戸時代の刑罰に対する基本的な考え方は、鎌倉時代からほとんど変わっていない。この時代『公家諸法度』という法により天皇ら公家の行動は規制されていた。幕府は京都に所司代を置いて彼らの行動を厳しく取り締まった。以来、天皇は、政治の表舞台から遠のいていく。9世紀初頭、天皇によって廃止された死刑は、12世紀に再び天皇の名において復活した。天皇に代わって権力の座についた将軍が、死刑の執行権者となった。

江戸時代はいわゆる一審制だった。この時代の刑罰をもっともよく伝えているのは、1742年、8代将軍吉宗の制定したいわゆる『御定書百箇条』である。『御定書』によれば、死刑の対象になったのは、殺人・主人に対する傷害・関所抜け・毒薬の販売・ニセの秤や升の製造・放火・窃盗などである。これらの罪を犯しても、必ず処刑されるとは限らなかった。士農工商の身分制度のもとで武士は特別扱いされた。最下級の足軽であろうと、百姓・町人を斬ってもいかなるお咎めも受けない。「斬捨て御免」は、この時代の刑罰、ならびに処刑制度を象徴していた。武士の前で一般庶民は人間として扱われなかった。

その一方で、ごく限られた範囲で私的制裁を認めた。ひとつは仇討ちである。奉公所に願い出て許可を得れば、主人・父母・伯父・叔父・兄弟姉妹の仇を打てた。討てたというより討たなければいけなかった。親をはじめ家族に対する子の務めであった。仇討ちにあたって、武士は主君の許可が必要だった。他領に出向いて仇を討つときだけ、主君の許しを得たと町奉行に届け出て、許可状をもらわなければならなかった。町民も町奉行に届け出て許可を得た。仇討

ちもまた管理されていたのである。

○ 身の毛もよだつような悲惨な光景（イギリス公使館員の記録より）

死刑執行は公開の場で行われた。1864年11月下旬、鎌倉でイギリスの兵士が2名斬り殺された。まもなく2人の男が逮捕された。この2人の処刑は1864年12月16日の午後、牢獄の外囲いの中で執行された。外国人や日本人の見物人が多く集まっていた。3時少し過ぎたころ、扉が開かれて、目隠しされた1人の男が縛られたまま群衆の間を引かれてきた。

その男は荒むしろの上にひざまずかされた。背後の地面には、血を受ける穴が掘ってあった。付き添いの者が、この男の着物を下に引っ張って頸部を露出させ、刀のねらいを充分よくするために、罪人の髪の毛をなで上げた。刑史は刀の柄に絹布を巻きつけて、刀を十分に研ぎあげてから罪人の左に位置をしめた。それから、双手で刀を頭上に高くふりかぶって、これを打ちおろすや、首は胴体から完全に切り離された。刑史はその首を持ち上げて、立会いの首席役人の検地に供した。その役人は簡単に「見届けた」と言った。首は穴へ投げ込まれた。それから次の男が引き出されてきた。付き添いの者は、罪人をちょうどよい位置にひざまずかせるのに少々てこずった様子だが、ついに人々の満足するようにやりおおせた。前回のよう頸部が露出されるや、前と別な刑史が前に進み出た。そして罪人の左に立ち、刀を振り上げ、前と同様なあざやかな手並みで振りおろした。

付き添いの者が首のない死体を穴へかかえこんで、それをもみながらなるたけ速く血を流し出そうとしているのは、身の毛がよだつ悲惨な光景だった。

2. 4. 隠された死刑

2. 4. 1. 明治時代 ～「密行主義」の幕開け～

明治に入って「刑務所」がつけられた。刑務所は懲役刑の受刑者を拘禁して、刑を執行する刑事拘禁施設（監獄）である。非拘禁者とは監獄に拘禁されている者の総称で、被疑者・被告人、ならびに受刑者をさす。受刑者はさらに拘留刑囚・禁錮刑囚・懲役囚・死刑

囚にわけられる。死刑囚は、被疑者・被告人を収容する施設である拘置所に、原則として死刑執行当日まで拘禁される。

明治に入って、国家は死刑囚を密かに処刑するようになった。市中引き回しをやめ、公開処刑から非公開へと切り換えた。日本の死刑の歴史の中で、平安時代に350年にわたって死刑を廃止したのとともに、もっとも大きな変化であった。死刑執行が極秘裏になされるようになっただけでなく、獄中処遇そのものが、監獄の、あの高い塀ですっかりおおい隠された。

1869年、市中引き回し廃止、その翌年制定した『新律綱領』で刑の執行方法が改められた。死刑については「絞柱器」と呼ばれる絞首用の処刑具が採用された。「柱」とあるが、ちょうど人間の横幅ほどの板に立ったまま身体を固定して、首にかけた縄の一端が、板の穴を通して反対（背中）側に出るようになっている。これに重りをつけて絞め殺すのである。

現在の刑務官にある囚獄司は、3件の「死刑囚蘇生事件」を伝えている。どうしたものかと問い合わせを受けた司法省は「天幸によって蘇生したのだから無罪放免」と応えたそうである。処刑しても生きていたら、刑罰としての死刑の意味は失われる。蘇生した死刑囚に改めて別の刑を課すことはできない。彼はすでに刑を受けているからである。政府はさっそく処刑具の”開発”にかかった。人体実験までしたらしい。新しい処刑具は「絞罪器」は、2年ほどで完成した。

幕末から各地で百姓一揆があいついでいた。勤皇派と佐幕派の対立・抗争、歴史の動乱期のつねで犯罪も続発していた。明治政府は”より早く、より多く、より確実、より簡単”に執行できる処刑具を求めている。1870年から72年にかけて、毎年一千名以上が処刑された。なかでも1871年は確認されているだけで1246名の死刑囚が刑場の露と消えた。記録に残っている限り、この時期処刑者数は最も多い。しかし、「絞罪器」も決して”確実”ではなかった。

2. 4. 2. 昭和前期 ～「国体護持」の名のもとに～

この時代は、「天皇は神聖にして侵すべからず」とする大日本帝国憲法のもとで、天皇の神格化が押し進められた時代である。天皇は生きた神…「現人神」とされたのである。

○ 虎の門事件

1923年12月27日、大正天皇嘉仁の皇太子裕仁は、摂政として帝国議会の開会式に出席するため、赤坂離宮を出発した。離宮を発った一行は、時速20キロのスピードでゆっくりと走った。赤坂見附・溜池を経て、虎ノ門へさしかかった時、一人の青年が「革命万歳」と叫びながら、歩道から飛び出してきた。彼はレインコートの下に隠し持っていたステッキ銃を素早く取り出し、筒先を摂政車の窓に近づけて発射した。ダーンという炸裂音が轟いたつぎの瞬間、摂政車はスピードをあげた。青年はステッキ銃を振り上げ、「革命万歳」と連呼しながら後を追った。10メートルほど走ったところで駆け寄ってきた警官や憲兵隊に取り押さえられた。青年の名は難波大助、24歳だった。割れた窓ガラスの破片で東宮侍従長は顔面をわずかに傷つけたが、裕仁はかすり傷ひとつ負わなかった。

捕らえられた難波大助は、翌1924年11月13日、大審院（現・最高裁）で死刑の判決を受け、2日後の11月15日朝、市ヶ谷刑務所で処刑された。事件発生からまだ1年と経っていない異例の早さだった。

当局にとって、未遂に終わったとはいえ天皇暗殺事件がおきたことじたいおそれ多いことだった。そこで国をあげて大助を改悔させようとした。「…刑務所では、大助をなんとか改悔させようと躍起になっていた。彼の場合の『改悔』とは、共産思想を軟化させるために、皇室中心・天皇絶対の思想を吹き込み、摂政（裕仁）に危害を加えようとしたことを悔悟させて『真人間にたちかえらせる』ことであった。その示命は権力者から発せられたものであり、司法大臣・大審院長の最高方針であった。しかし彼は改悔するどころか逆に彼らに共産思想を説き、現人神・天皇と仏の二尊をあがめたてまつる彼らの宗教観をあざ笑った」

大助は「かしこきあたりの思召し」など求めていなかった。主義・主張

をまげてまで命乞いしようなどとはまったく思っていなかったのであろう。彼は死刑を覚悟のうで摂政暗殺を企てた。失敗に終わったいま、自らがいかに裁かれようとしているか、見届けようとしていたのではないか。公判なかば大助は、「裁判長と検事に3つの質問をしたい。許可を頂けますか。」と声をはりあげた。「許す」裁判長が言うのを待って彼は続けた。「裁判長も検事も、天皇に対しておそれ多いと、まるで天皇が神様のようにいうが、本当に天皇は神様のようにおそれ多いのか。本当にそういう気持ちがわくのか」裁判長も検事も答えない。次の質問に移った。「天皇は神様ではないが、国家生活をなす上で国の中心的象徴として、扇の要の如くこれを認めて、その存在を尊敬し、一種の有機的機関として肯定しているのか」彼らはまたも答えなかった。大助は最後の質問を発した。「では、天皇に対して、刑法に不敬罪その他恐るべき刑罰をもってその存在を記している法の威力に屈して、その態度をとっているのか」天皇の裁判官であり、天皇の検事である彼らに答えられるはずがなかった。法廷は重く苦しい空気に包まれた。大助は沈黙を破った。「われついに勝てり。君が答え得ないところに自己欺瞞がある。君らは卑怯者だ。われ真実に生きる喜びをこれで実証したり。われを絞首刑にせよ！」

11月13日、死刑の判決を受けた彼は、傍聴席を振り返って両手を挙げ、「日本無産者、労働者、日本共産党万歳！」と叫んだ。判決の二日後、大助は処刑された。判決から死刑執行まで2日というのは異例の早さだった。大助はわずか25年で生を断ち切られた。

1926年4月、政府は治安維持法を公布した。「国体若シクワ政体ヲ変革シ、又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ、又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ10年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。」

治安維持法はその後何度か改「正」された。1928年の改「正」で、最高刑は死刑に改められた。「国体維持」の名のもとに、思想・言論・結社の自由などいっさいの市民的自由は封じられた。明治中期から昭和初期にかけて、法律が「権力維持装置」の役割をはたした。この時代、法は法として機能していなかった。法律は死刑と規定し、裁判で刑が確定しても天皇

の名において減刑するなら、法を制定した意味がない。治安維持法についても同様の指摘ができる。実は、この法で処刑された者はいない。検束制度をはじめ、社会主義者を取り締まるための法と制度は充分整っていた。治安維持法は「国体」は人民の生命より重いと知らしめることに意義があったのだ。

2. 5. 現代の死刑と「外圧」

2. 5. 1. 新憲法と死刑制度

戦後、国家権力が死刑をもって取り締まっていた言論、結社、表現、通信の自由など、様々な権利が、ようやくが人民の手に入った。死刑囚とは法律上の身分である。彼もまた国民の一員であり、法のタテマエでは「個人として尊重される」ことになった。憲法は「残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」とも規定している。

○ 死刑の適用範囲

死刑の適用範囲は新憲法のもとで大きく変わった。なによりも、不敬罪と治安維持法が廃止された。権力が死刑をもって護ろうとした「国体維持」の呪縛から、人民はようやく解き放たれた。誰でも自由にものが言えるようになった。現在死刑に該当する「犯罪」には殺意人罪・強盗致死罪・外患誘致罪・現住建造物放火罪など18種ある。現在、強盗致死罪で拘禁されている死刑囚が一番多い。

○ 死刑執行方法

死刑執行方法は明治以来基本的には変わっていない。現在なお明治初期につくられた「絞罪器」の”改良型”絞首具が使われている

かつて死刑囚は、判決確定後あまり間をおかないで処刑された。明治以前はもとより、近代法が整ったとされる明治以降も、今日と比べようもなく早かった。しかし現在、戦前に比べれば、判決確定から死刑執行までの時間は確実に伸びた。とくに1980年代に入って、死刑執行は年間一人ないし二人と激減したこともあって、執行まで

の期間は必然的に延びた。現在、平均7年を超えるだろう。人権意識の高まり、世界に広がる死刑廃止を求める声。それと呼応して、多くの人々が監獄に目を向けるようになった。監獄当局は密行性を強めることでこれに対抗した。死刑囚を監獄の奥に隠すようになったのである。

2. 5. 2. 死刑—孤立する日本

戦後、世界は死刑廃止をめざした。1948年早くもその第一歩を踏み出している。この年11月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択された。3年前まで、世界は激しい殺し合いを続けていた。ヨーロッパ・アジア・アフリカなど50を超える国々が戦いに巻き込まれた。ようやく戦火が消えたとき、街は焦土と化し、人々は飢えに苦しんでいた。人権宣言はこうした悲惨な体験に根ざしている。これを機に、人権状況を改善しようとする機運が世界中で盛り上がった。

死刑廃止は世界人権宣言以来の願いであり、国連は死刑の絶対的な廃止を打ち出した。1993年時点では、植民地などを含む世界190ヶ国のうち、オーストリア・デンマーク・フランス・ドイツ・ニュージーランドなど48ヶ国は、死刑を全面的に廃止している。また、イギリス・アルゼンチン・ブラジル・カナダ・イタリア・メキシコ・スペインなど16ヶ国は、通常犯罪に死刑は適用しないが、例外措置として戦時における死刑を容認している。この他、死刑は存置しているけれども10年以上にわたって執行していない国が21ヶ国ある。

しかし日本はアメリカとともに死刑廃止条約の採択に反対票を投じた。「国民の大多数は死刑の存置を望んでいる」と、嘘のような世論調査を死刑反対の根拠にした。条約そのものは賛成多数で採択

された。

2. 6. 世界の死刑の歴史

2. 6. 1. アメリカ合衆国

19世紀にもさまざまな州で死刑を廃止しては、また復活させるということが何度も繰り返されてきたが、いうまでもなく連邦裁判所が各州の死刑廃止に反対することは決してなかった。

全体では、50州のうち36州で、再審が行われたことを条件に加重事由のある殺人で死刑を認めている。執行方法は、電気椅子・致死量の毒の注射・ガス室での窒息死・絞首刑・銃殺刑など、州によってさまざまである。1977年以降、法律によって極刑を復活させた36州のうち、すべての州が死刑を執行しているわけではないが、ここ数年死刑執行は増える傾向にあるように思われる。1977年から1992年の間にアメリカで執行された死刑は170件に及び、さらに2500人以上の死刑囚が執行を待っている。

2. 6. 2. イギリス

1509年～1543年までのヘンリー8世の在位中、約72000人の罪人が絞首された

英国の死刑廃止運動に多大に貢献したのは『20世紀における死刑』を刊行したロイ・カルヴァートであった。カルヴァートは1925年に死刑廃止全国協議会書記長に若干28歳で就任した。スカンジナビアやノルウェーなどの死刑廃止国の廃止後の殺人状況などを丹念に調査して、実証的な死刑廃止論を訴えた。これが国内で死刑存置論者も含めて大きな反響を呼んだ。

議会では死刑廃止に賛成か反対か徹底した議論が行われたが、死刑が廃止されると犯罪が増えるかどうか争点になった。英国ではそれまで数多くの罪が死刑相当罪になっており、漸次減少していっ

たが、そのために対象の犯罪が増えたことはなかった。

そして、1969年永久廃止を決定

2. 6. 3. イタリア

ドイツと同じくファシズムが台頭し、ファシスト党のムッソリーニが1922年10月に政権を掌握した。1926年11月には、特に政治犯にたいする死刑が復活した。1930年には殺人通常犯罪にまで、死刑は拡大された。以後、1943年9月にイタリアは連合軍に降伏するが、この間の死刑執行数はナチスと比べると計88人と非常に少ない。

連合軍とドイツの戦争が続いていた中で1944年8月に死刑は懲役刑に代わり、死刑廃止になった。45年5月には加重強盗罪に死刑が復活したが、47年12月のイタリアの新憲法で「戦時軍方の定めのある場合は除いて死刑は廃止する」と規定した。イタリアの廃止までの処刑方法は銃殺であった。

1786年に死刑廃止が死刑廃止の先駆者として有名なジョーザレ・ベッカリーアの提言後初めて実現する。しかし、その後、導入された経過もあったが、フェリー草案によって、1890年～1926年まで約36年間もの長期にわたって死刑は廃止された。

2. 6. 4. ドイツ（西ドイツ）

ドイツにおける死刑は州によって違い、斬首・銃殺・絞首があり、最も重い刑には絞首刑が行われていた。

ユダヤ人を無法に600万人も虐殺したナチスは勢力を伸ばすと、死刑該当罪を着々と拡大した。ドイツ国主権、ドイツ民族の根本秩序、ドイツ民族の総統に対する叛逆、国家機密の漏洩、洪水を惹起する行為、飲料水に毒物を混入する行為、強盗致死など約20種以上に広げられた。ナチが政権を獲得すると、「民族および国家保護のための法令」「ドイツ民族に対する叛逆および大逆的陰謀に対する命令」など共産主義者や反ナチ勢力を一掃するために、死刑適用罪

は47種類と2倍以上に拡大した。

敗戦後。国民はナチスの戦争責任を徹底して追及された。西ドイツ新憲法をみれば、我国の平和憲法より一層徹底し理想的である。我国の憲法が戦争放棄という片方だけを改革し、死刑は温存するという満ちたものであるのと比べて、西ドイツは戦後の混乱が続き、しかも東西ドイツという分裂国家の中から、困難な死刑廃止を実現したのである。

3. 各国の死刑制度

資料作成：K・K

2004年現在、世界の半数以上の国が、法律上、または事実上死刑を廃止している。廃止国、存置国は以下のとおりである。

あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国：81カ国

アンドラ、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カンボジア、カナダ、カボベルデ、コロンビア、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、東チモール、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、キリバス、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア（旧ユーゴスラビア）、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア連邦、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニウエ、ノルウェー、パラウ、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、スロバキア共和国、スロベニア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、英国、ウルグアイ、バヌアツ、バチカン市国、ベネズエラ

通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国：14カ国

アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、ボリビア、ブラジル、チリ、クック諸島、エルサルバドル、フィジー、ギリシャ、イスラエル、ラトビア、メキシコ、ペルー

事実上の死刑廃止国：23カ国

アルジェリア、ベニン、ブルネイ・ダルサラーム、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ガンビア、グレナダ、ケニア、マダガスカル、モルディブ、マリ、モーリタニア、ナウル、ニジェール、パプアニューギニア、ロシア、セネガル、スリランカ、スリナム、トーゴ、トンガ、チュニジア

法律上、事実上の死刑廃止国の合計：118カ国

存置国：78カ国

アフガニスタン、アンティグアバーブーダ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、チャド、中国、コモロ、コンゴ民主共和国、キューバ、ドミニカ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、クウェート、キルギスタン、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、リビア、マラウィ、マレーシア、モンゴル、モロッコ、ビルマ（ミャンマー）、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パレスチナ自治政府、フィリピン、カタール、ルワンダ、セントクリストファーネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サウジアラビア、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、シリア、台湾、タジキスタン、タンザニア、タイ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、米国、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

3. 1. 西欧

1965年以降、死刑を4カ国が廃止した。トルコはこの地域で唯一死刑がある国だったが、最近になって廃止された。オーストリ

ア、デンマーク、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、フランス、アイスランド、オランダ、ポルトガルが「死刑廃止」を定めた欧州人権条約第六議定書を批准している。

いくつかの国で世論が死刑を支持しているが、復活した国はない。

3. 2. 東欧

1987年に社会主義国のドイツ民主共和国が死刑を廃止。それ以外の国では廃止の方針で論議されている。ただ、ポーランドなど死刑の「例外性」を強調していたが、最終的に廃止された。

保障に関する経済社会理事会決議は「死刑の執行は、最小限の苦痛にとどめてなされなければならない」と述べているが、ポーランドはなんらの特別な考慮を払っていなかった。

3. 3. 中東、北アフリカ

大部分の国で死刑を継続して適用することを強力に指示している。これはイスラム法による影響だと思われる。そのなかでバーレーン、リビアは1977年に全面廃止した。シリア、サウジアラビア、イラクでは剣による斬首で処刑される。

3. 4. 南アフリカ

セーシェル、カボベルデが死刑を廃止している。しかし、ほとんどの国が死刑を放棄しているので事実上廃止されている。それにもかかわらず、数カ国がふたたび死刑を適用し始めた。ギニア、ガボン、ジンバブエだ。この地域では多くの国で死刑を断続的にのみ適用することが必要と考えている。

3. 5. アジア、太平洋諸国

フィジーがこの地区で始めて死刑を廃止し、ニューギニア、オー

ストラリア、フィリピン、ブータン、スリランカが続いた。しかし他の国では逆の方向に進んでいる。

中国では「凶悪な敵対分子を制圧する手段である死刑を廃止すれば、国家と全人民の最も重要な利益が、その強力な保護を失うことになるであろう。」とし、広範囲にわたる犯罪に適用されている。

3. 6. 南米、中米

グアテマラでは廃止の計画もなにもない。アルゼンチンとブラジルは一度全面廃止したがともに復活し、ふたたび廃止した。ブラジルは、一部の犯罪に限り復活したがほとんど処刑されることは無い。

3. 7. カリブ海地方

この地域では、多くの国が事実上死刑廃止国といわれるにもかかわらず最近になって数人処刑された。

3. 8. 北米

カナダは通常犯罪につき死刑を廃止した。

1972年、合衆国では当時の死刑法が憲法第8条に反し違憲と判断した。1976年以降新しい死刑法が承認された。以後、殺人に限定された。合衆国のいくつかの州では、処刑をできる限り「目に見て美しく」行おうとしている。オクラホマ州が致死薬注射による諸兄を採用した後、他の17州も採用した。ある州では囚人に処刑方法を選択させている。

参考文献

AMNESTY INTERNATIONAL

<http://www.amnesty.org/>

4. 死刑の抱える問題

資料作成：N・N, T・I, M・K, K・K

1) 死刑判決から執行までの期間の長期化問題

裁判で被告が死刑判決を受けてから法務大臣の執行命令が降りるまでに時間が掛かり過ぎている事による死刑一件あたりの長期化が問題視されている。(死刑執行のスピード化)また、死刑確定から長期間執行されず、その間に行われた再審により無罪になったというケースもある。

cf: 免田事件(1948年)、財田川事件(1950年)

2) 被告に対する基本的人権の問題

死刑執行によって被告の基本的人権が侵されているという死刑制度廃止派側が主張している問題。

3) 被害者側への補償問題

死刑執行にあたって、執行官3名と検死医1名以外の立会いや被告が未成年の場合にはその一切の情報公開が認められていない。このことから、被害者側への配慮が足りないのではないかという見識も多い。

4) 死刑制度の廃止と継続の問題の平行化

死刑制度の廃止と継続の問題があまり表に出てこなくなり、また十分な論議があまり成されていないことで制度に対する討論での土台が出来ず平行化し、現状の死刑制度についての問題自体があやふやなものになっている。

5. 死刑のある国、日本

5. 1. 死刑の現状

資料作成：Y・N

今の日本では、死刑制度そのものはあるが、死刑執行されている人は1年の間で1~2人程度しかいない。年によっては行われない年があるくらいである。

実際に死刑が言われたとしても、それから執行されるまでに何年も月日を必要としているそれは冤罪などの可能性があるために、間が開いてしまっていることがあげられる。

この様に日本では曖昧なままの死刑制度がつくりあげられているので、死刑は必要ないのでは?という方向へ進んでいる。

5. 2. 日本の死刑制度の問題点

資料作成：K・A

1) 違憲問題

死刑制度はそれ自体憲法違反ではないか?という意見。

参照：日本国憲法第9条

[廃止論]:「平和主義」は、憲法の基本原則である。これは国家による全ての暴力を否定するという事を意味する。つまり、死刑という国家による暴力を肯定しているのは矛盾していると言える。

[存置論]:日本国憲法第9条の条件から死刑廃止に至らなければならぬとするべき理由を見いだすことは出来ない。

→ 昭和26年4月18日最高裁判所大法廷判決

2) 誤審・冤罪の問題

現在の捜査方法・裁判制度では完全に誤審・冤罪を避けることは出来ないため、これより死刑を廃止すべきだという意見が多い。

〔廃止論〕：どんな裁判でも誤審の可能性があり、死刑に関する誤審はあらゆる保障措置、救済措置をとってもその命は還らない。

実際に、英国で近代裁判制度の中でも誤審による処刑の例がある。

→ ティモシー・ジョン・エヴァンズ事件

〔存置論〕：あらゆる裁判は誤審の可能性を排除できないのは勿論である。反対に言えば、あらゆる刑罰においても誤審の恐れがあり、これをもって死刑制度を適切でないという理論は近代裁判制度を全面的に否定することになる。

現在の裁判制度では客観的証拠の有無、その信憑性を重点においており、誤審の恐れは非常に少ない。また、日本では犯罪者の自供をも重視しており、被告人自身が犯行を行ったかどうかに関して争われることは極めて少ない。

1983年以降、再審制度の利用により4名の死刑囚の無罪立件がなされている。このような法制度の充実により、誤審の可能性に関してはほとんど無いと言える。

3) 捜査制度・裁判制度の問題

死刑制度がないことで「敵討ち・私刑」の横行や、裁判制度の軽視や信頼喪失、犯行現場での司法警察職員による簡易死刑執行（現場射殺）などが横行するという説。

死刑制度廃止をした諸外国では犯人検挙の際の簡易死刑執行、つまり警察官による犯人射殺がなされている傾向が強い。

〔廃止論〕：簡易死刑執行については諸外国の詳細なデータがないが、死刑制度廃止を持って簡易死刑執行がなされているとは思わない。

〔存置論〕：日本では司法捜査段階での簡易死刑執行は殆どなされていない。止むを得ず犯人射殺に至る場合でも、人質救出目的、司

法警察官への脅迫不正の侵害等発砲が止むを得ない場合でしかなく、大部分の国民の支持は受けている。

4) 被害者・被害者遺族感情への配慮

被害者の無念、被害者遺族の感情を考えれば、死刑は存置するべきであるとする説。死刑存置派の根幹意見である。この問題にのみよって死刑を存置するべきであるという意見も多い。

被害者、被害者遺族感情の慰撫を考慮すれば、凶悪犯罪者への死刑制度の選択は止むを得ないものであり死刑は存置するべきである。

〔廃止論〕：現在の刑罰体系は被害者、またはその被害者遺族の報復感情を慰撫するために存在している訳ではなく、被害者の慰撫という点で考慮すれば、民法にてその損害賠償の請求が認められ精神的苦痛等に伴う一切の請求は民事にて取り扱うべきである。

被害者、被害者遺族の憎悪はその犯罪者のみに向けられる傾向が強いが、犯罪の責任は唯一犯人にのみあるのではなく犯人を導いた社会環境にも求められるべきであり、犯罪者の処刑をもって絶対的な被害者慰謝の手段とするのは、被害者の錯覚を利用した表面的な解決にすぎない。

現在の行政の在り方は、犯罪被害者の心理的なケア、経済的なケアについて非常に不備、不十分である。このため、犯罪被害者、被害者遺族の憎悪は犯罪者の処刑要求に集中しているといえる。

〔存置論〕：被害者、被害者遺族の感情を考慮すれど、死刑廃止を実施した場合、大きな心理的な重圧・不満を被害者、被害者遺族などに掛けることとなる。

被害者、被害者遺族の慰撫は損害賠償等の経済的な補償では決して癒されない。

同じような生活環境の人全てが凶悪事件を引き起こすものではな

く、その犯罪要因は殆どの場合自己中心的な犯罪者固有のものである。

犯罪被害者の心理的ケア、経済的ケアによって被害者、被害者遺族の応報感情が慰撫されるわけではない。

5) 死刑代替制度

・死刑の代替制度未設置による存置説

現行法令上、死刑に替わるべき刑罰がなく、社会秩序の維持、遺族感情の慰撫、刑罰による犯罪防止威嚇効果などを考慮すれば死刑は存置するのが妥当であるという説。

[廃止論]：現行法令上、死刑制度に替わるべき刑罰がないのであれば、改めて定めればよいのであって、死刑に替わるべき刑罰がないのを理由に死刑を存置するという根拠にはならない。

具体的に外国の事例でいえば、仮釈放なしの終身刑制度などがある。

[存置論]：仮釈放なしの終身刑制度について、死刑と同等程度の効果効能があるかと言えば甚だ疑問と言わざるを得ない。

仮釈放なしの終身刑の場合、服役囚の将来への希望などはないため、刑務所の運営、秩序維持に大きな問題点を抱えることになる。

6. まとめ

6. 1. 基本的人権と死刑制度

資料作成：K・I

死刑制度の論争に必ずと言っていいほど登場するのが、基本的人権に関する事項である。

日本国憲法は基本的人権を保障した憲法であり、その基本的人権を侵害している死刑制度は違憲にあたるのではないかとする意見が多い。

しかし、憲法解釈には色々な説があり、明確な答えは出ていない。

基本的人権に関して触れている憲法・論点やそれぞれの主張を以下に記す。

<基本的人権侵害説>

死刑は、基本的人権の根幹的な権利である生存権を侵害しているとする説。

死刑囚の基本的人権である生存権を侵すことは国家にもできないのである。第11条で示されるとおり永久の権利であるからして、死刑制度は廃止すべきであるとの意見。

しかし、これは一概に死刑囚だけの基本的人権に対しての論争に留まらない。

合憲派の意見を拾うと、第12条で明記されているように、基本的人権は濫用してはならず、常に公共の福祉のために利用する責任があるとしている。これは生存権を基本にした死刑廃止の主張は、基本的人権の濫用であるとするとともに、死刑廃止によって公共の福祉が損なわれる恐れがあるため、死刑制度は存置されなければならないといっている。

この意見に関しては死刑制度の持つ抑止力などにも話が及ぶので、基本的人権だけで簡単に言及できる物ではない。

<天賦人権説>

基本的人権は天賦の権利であり、憲法を含むあらゆる法律・あらゆるシステム・あらゆる集団、あらゆる個人による基本的人権の侵害は許されない。死刑制度は不当であり、その執行は許されないとする主張。

これに対し他人の基本的人権を侵害した凶悪事件犯罪者について、それ自体の基本的人権を尊重するに値しないといた主張で存置派は返している。

基本的人権は日本国憲法にて定められた範囲での権利であり、公共の福祉が最優先されるのはいうまでもない。日本国憲法31条は法律の定める手続きによって生命を褫奪する刑罰を科せられることが、明らかに定められている。基本的人権が天賦の権利であれば、あらゆる刑罰は犯罪者の基本的人権を侵害するものと言え、法治国家として治安を維持することが不可能になる。基本的人権を侵害された被害者またはその被害者遺族による私刑・敵討ちなどが近代法に基づき否定されている現在では、処罰の権利を独占している国家権力がそれに替わらなければならないと主張している。

基本的に、基本的人権に関する主張は大きく二つに分かれる。

幾ら犯罪を犯した所で基本的人権を失う訳ではなく、また死刑制度による基本的人権の侵害は明らかに不当だとすれば、死刑の威嚇力・抑止力によって一般予防をなし、死刑の執行によって社会悪を断つことによって社会を防衛せんとするものだとする。

観点が、個人に当てられているか社会公共の福祉のために当てられているかということだろう。これはどちらも一理ある主張でどちらが正しいとは一概に判断することはできない。

6. 2. 社会秩序と死刑

資料作成：K・I*

6. 2. 1. 国内世論

社会秩序の為には死刑は存置すべき（＝犯罪抑止力）という意見は多い。実際、国内の調査（どんな場合でも死刑を廃止しようという意見に賛成か、反対か？）としては下記のようにになっている。

	賛成	反対	わからない
昭和31年	18 %	65 %	17 %
昭和42年	16.0	70.5	13.5
昭和50年	20.7	56.9	22.5
昭和55年	14.3	62.3	23.4
平成元年	15.7	66.5	17.8

また、『「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」「場合によっては死刑もやむを得ない」という意見があるが、どちらの意見に賛成か?』という世論調査でもやむを得ないが圧倒的多数を占めた。

	廃止すべき	やむを得ない	わからない
平成6年	13.6 %	73.8 %	12.6 %

(総理府・世論調査)

6. 2. 2. 廃止論・存置論から見る死刑による社会秩序

死刑を存置するか廃止するかで諸意見があることはこれまでに紹介してきたとおりだが、社会秩序という観点で見た時に、それぞれの意見には下記のようなものがある。

◇ 存置論

1) 死刑制度による犯罪抑止力によって社会秩序は保たれる

・死刑を含む刑罰に犯罪抑止効果があるということは人類が社会を形成してから、現在に至るまで信じ続けられ、それは法的確信にまでいたっているといってよく、科学的証明は要しない。

・死刑がすべての犯罪を抑制することは出来ないが、死刑を廃止することで社会の犯罪に対する歯止めが失われる。

2) 被害者・遺族の被害応報感情を癒す制裁としての死刑は社会秩序に欠かせない

3) 犯罪者を生かしておくとは再犯の危険性がある

◇ 廃止論

1) 死刑制度に犯罪抑止力はない

(=社会秩序は死刑制度によって保たれる訳ではない)

・死刑制度による犯罪の抑止効果は実証されておらず、このように不確かなものによって死刑制度が支持されているのは問題である。

・帝政ロシアの一時期において世界に先駆けて死刑がおこなわれなかったことがあったが、死刑制度を廃止したことによって犯罪発生数は増加しなかった。これは同様の事例が多い。

2) 被害者・遺族の被害応報感情を癒すことと死刑問題は別論である

・被害者・遺族に対する国のケア・サポートが十分でないために、犯罪者に対して被害者感情が集中した結果として死刑制度が支持されてはいまいか。

7. 日本国憲法関連条項の一部抜粋

第9条 【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

第11条 【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 【個人の尊重と公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条 【生存権、国の社会的使命】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

第31条 【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を

科せられない。

第36条 【拷問の及び残虐刑の禁止】公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第97条 【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。